

障害者の「働きたい」を応援する滋賀共同宣言

どんなに重い障害があっても、身近な地域でいきいきと暮らしたいという思いを実現するため、障害のある人の「働きたい」を積極的に応援していくことを、ここに宣言します。

『この子らは、どんなに重い障害を持っていても、だれととりかえることもできない個性的な自己実現をしているものなのである。・・・その自己実現こそが創造であり、生産である。私たちのねがいは、重症な障害をもったこの子たちも、立派な生産者であるということ、認めあえる社会をつくろうということである。「この子らに世の光を」あててやろうというあわれみの政策を求めているのではなく、この子らが自ら輝く素材そのものであるから、いよいよみがきをかけて輝かそうというのである。「この子らを世の光に」である。』

これは、「知的障害者福祉の父」と呼ばれる故糸賀一雄氏が、その著書「福祉の思想」の中で述べられている言葉です。

滋賀県はこれまで、この糸賀氏の精神を受け継ぎ、福祉にたずさわる人たちと行政とが協働して、障害のある人が地域でごく普通にいきいきと生活していける社会の実現を目指し、生活ホームやグループホームなどの生活の場の整備や身近なところで24時間サービスの提供が受けられる生活支援体制の整備を、福祉圏単位に積極的に推進してきました。

また、支援費制度のもとで、適切かつ効果的なサービスの提供を図るため、サービス調整会議を中心とする地域ケアマネジメント体制の整備や「選べる福祉サービス滋賀特区」の実施などに取り組んできました。

一方で、「暮らし」を支える大きな要素の一つである「働く」場の整備・充実についても、利用者の半数以上と雇用契約を締結することを要件とする事業所型共同作業所の創設などにより、障害のある人の労働者としての地位の確立と高賃金の獲得を目指す取り組みを推進してきました。

しかしながら、こうした取り組みにも関わらず、共同作業所や授産施設等の利用者が受け取る工賃は、平均で月額1万数千円程度と極めて低い水準にあり、経済的自立にはほど遠い状況に置かれています。

一般企業における障害者雇用についても、長期にわたる景気の低迷等の影響により、平成10年度に1.98%であった本県の障害者実雇用率が、平成16年度には1.68%にまで低下するなど、厳しい雇用環境が続いています。

このような現状を踏まえ、障害のある人もない人も共に、同じ職場で普通に働いている社会こそ、あるべき姿であるという認識のもと、更なるステップアップを図るため、私たちは共同して、働きたい・働いている障害のある人を積極的に応援する取り組みを推進します。

1、就労支援と生活支援の両面から、働きたいという意欲を支えます。

働きたいという障害のある人の思いを受け止め、就労に向けた相談・指導や能力開発、新たな職場開拓、雇いたいという企業等の雇用ニーズとのマッチング、就労後のフォロー、就労を支える生活面でのサポートなどに関係者が一体となって取り組みます。

2、障害のある人の「働きたい」を応援し、働く場の拡大を図ります。

障害のある人を応援する企業等のネットワークを広げ、障害の種類や程度に関わらず、障害のある人もない人も共に労働者として働ける職場の拡大に取り組みます。

3、働く意欲を持ち、自立して生活することを目指します。

あきらめることなく、前向きに取り組み、働くことで自立した生活が送れるよう、がんばります。

平成17年(2005年)2月12日

社団法人滋賀県手をつなぐ育成会
会 長 今井 一夫
財団法人滋賀県身体障害者福祉協会
会 長 酒井 吉男
共に生き・働くネットワーク
代 表 門脇 謙治
滋賀県精神障害者を守る会連合会
会 長 高岡 清隆
滋賀県社会就労センター協議会
会 長 伊吹 允夫
きょうされん滋賀支部
理事長 橋田 静子
滋賀県中小企業家同友会
代表理事 蔭山 孝夫
滋 賀 県
知 事 國松 善次